

す、各等の因あり。此れを奉けたり。

茲に遣発して回国せしむるの期に当たれば、合に就ちに移知すべし。煩為わくは查照して施行せられよ、等の因あり。国に到る。此れを准けたり。

査するに、副使の魏掌治は閩に在りて病故す。経に貴司より例に循いて題恤を詳請せらるるを蒙る。是れ、誠に天恩の柔遠の至意にして、貴司と兩院の優恤の洪慈なれば、挙国感激すること窮まり無し。擬して合に咨覆せんとす。此れが為に備に貴司に咨す。煩為わくは查照して施行せられよ。

須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

同治六年（一八六七） 月 日

注*本文書は〔三二二二〇二〕の咨覆である。語注は〔三二二〇三〕〔三二二〇二〕参照。

（一）候 校訂本では「候」だが類例により改めた。

3-13-06

琉球国中山王尚泰より關係当局あて、同治六年の接貢船派遣に当たり、便宜を図られたき旨、陳良弼等に付した執照

（同治六《一八六七》、□、□）

琉球国中山王尚（泰）、恭しく勅書を迎え、併びに使臣を接回する事の為にす。

案照したるに、本爵は貢典に欽遵し、業に同治五年秋に於て特に紫巾官の毛文彩・正義大夫の魏掌治等を遣わし、表章・方物を齎捧し天朝に入貢せしめ、兼ねて御書匾額を欽賜せられたるを謝せしむ。業経に福建等処承宣布政使司に移咨し、起送して京に赴き、叩きて聖禧を祝らしめ、兼ねて天恩に謝せしめて案に在り。

茲に国に還るの期に当たれば、例として応に船を撥して接回すべし。此れが為に特に都通事の王兼才等を遣わし、梢役共に八十九員名を帶領せしめ、海船一隻に坐駕し、前みて福建に至り、恭しく皇上の勅書・欽賜の物件を迎え、併びに京より回るの使臣の毛文彩・魏掌治、都通事の梁得功を接り、閩に在るの存留通事の林永保等と与に国に還らしめんとす。

但だ、差する所の員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に、王府の礼字第三百四十一号半印勘合の執照一道を給発して存留通事の陳良弼等に付し、収執して前去せしむ。凡そ遇う所の関津及び沿海の巡哨官軍

は驗実して即便に放行し、留難して阻滯するを得る母からしめよ。
須らく執照に至るべき者なり。

計開す。

在船都通事一員 王兼才 人伴四名

在船使者二員 孫国儀 人伴八名
向廷選

存留通事一員 陳良弼 人伴六名

管船夥長・直庫二名 曾保⁽²⁾ 大汝揖⁽³⁾

水梢共に六十五名

右の執照は存留通事陳良弼等に付す。此れに准ぜられよ

同治六年（一八六七） 月 日

注*語注は〔三三〇二一〇四〕参照。

(1) 陳良弼 久米村系陳氏。同治六年接貢船の存留通事。

(2) 曾保 同治六年接貢船の管船夥長。

(3) 大汝揖 同治六年接貢船の管船直庫。

3-13-07

琉球国中山王尚泰より關係当局あて、同治六年の接貢船および謝恩使者接回船の派遣に当たり、便宜を図られたき旨、蔡大鼎等に付した執照（同治六《一八六七》、□、□）

琉球国中山王尚（泰）、恭しく勅書を迎え、併びに国使を接回

する事の為にす。

照らし得たるに、同治五年、かたじけなく 叨くも皇上の隆恩を蒙り、天使を選差して本国に按臨せしめ、詔勅を宣読し王爵を襲封せしむ。業に正使の法司王舅馬朝棟・副使の紫金大夫阮宣詔・使者向承儀・都通事蔡呈楨等を遣わし、表章・礼物を齎捧して官伴を率領し、進貢頭号船に坐駕して閩に来たらしめ、已経に福建等処承宣布政使司に移咨し、起送して京に赴き叩きて天恩に謝せしめて案に在り。

茲に査するに、遣わす所の謝恩の使臣は、例として応に来夏に於て進貢使と共に各々勅を捧げて帰国すべし。若し接貢船一隻を遣わして迎接すれば、勢として必ず謝恩の官伴を容載して一斉に帰国する能わず。接貢船隻を遣撥するを除くの外、特に都通事の蔡大鼎等を遣わし、梢役共に六十七員名を率領せしめ、海船一隻に坐駕し、前みて福建に至り、恭しく皇上の勅書・欽賜の物件を迎え、併びに京より回るの謝恩使の馬朝棟・阮宣詔等を接りて国に還らしめんとす。

但だ、差去せる員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に、王府の礼字第三百四十二号半印勘合の執照一道を給発し、都通事の蔡大鼎等に付して収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して遅候するを得る母からしめよ。

須らく執照に至るべき者なり。